毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの

長崎県公報

目　　次

	所管課（室）名
◎ 告　示	
・保安林の指定の予定（３件）	林　政　課
・道路の供用開始	道路維持課
◎ 公　告	
・登録販売者試験の実施	薬務行政室
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	経営支援課
・土地改良区の役員の就退任（２件）	農村整備課
・土地改良区の役員の就任	〃
◎ 教育長公告	
・県立学校職員（実習助手、寄宿舎指導員）採用選考試験（障害者特別採用選考を含む）の実施	高校教育課
◎ 雑　報	
・一般競争入札の実施	長崎県公立大学法人

告　　示

長崎県告示第393号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をしようとする旨の通知を受けた。

令和６年７月５日

長崎県知事　大石　賢吾

１　保安林予定森林の所在場所

長崎市城山台二丁目229の１・立岩町314の７（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第394号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をしようとする旨の通知を受けた。

令和６年７月５日

長崎県知事　大石　賢吾

１　保安林予定森林の所在場所

南島原市口之津町丁字与茂作川2597

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び南島原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第395号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をしようとする旨の通知を受けた。

令和６年７月５日

長崎県知事　大石　賢吾

１　保安林予定森林の所在場所

雲仙市小浜町南木指字目附石1247、字足り水1282の２、1285から1289まで、1291、1293、1294、1299から1301まで、1321から1324まで、1325の１、1325の２、1326、1327の４、1327の５、1327の８から1327の10まで、1328、1329の１、1329の２、1330、1333、1334の２、1339の１、1339の２、字峠1340、1341、1346の２、1347、1348の１、1349の２、1350の１、1351の１、1351の２、1352の１、1355から1359まで、字岩上1538、1539、1542の１

２　指定の目的

土砂の崩壊の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び雲仙市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和６年７月５日

長崎県知事　大石　賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日

一般国道 206号	長崎市琴海村松町字南小島705番１地先から 長崎市琴海村松町字南小島717番５地先まで	令和６年７月５日

公　　告

登録販売者試験の実施（公告）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の８第１項の規定により、令和６年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

令和６年７月５日

長崎県知事　大石　賢吾

１　試験について

⑴　期日

令和６年12月15日（日）　10時30分から16時00分まで

⑵　場所

長崎市　その他

※実施場所については、受験者数等の状況により決定します。決定次第、県ホームページにて公表するとともに受験申請者には個別にお知らせします。

⑶　試験項目

試験は、午前及び午後の各２時間とし、以下の項目について行う。

ア　午前（10時30分から12時30分まで）

㋐　医薬品に共通する特性と基本的な知識

㋑　人体の働きと医薬品

㋒　医薬品の適正使用・安全対策

イ　午後（14時00分から16時00分まで）

㋐　主な医薬品とその作用

㋑　薬事関係法規・制度

２　受験申請手続

⑴　提出書類

ア　受験申請書

イ　写真票

写真（縦4.0センチメートル　横3.0センチメートル、正面で、無帽、上半身、６か月以内撮影のもの）を貼付すること。

⑵　申請手数料

13,000円（長崎県収入証紙による。受験申請書に貼付すること。）

※原則、申請後の手数料は返還しません。

⑶　提出先及び提出部数

長崎市、佐世保市及び県外に居住する申請者は、長崎県福祉保健部薬務行政室（〒850-8570　長崎市尾上町３－１）に、その他に居住する申請者は、最寄りの県立保健所に各１部を提出のこと。

⑷　申請書等の提出期間

令和６年８月19日（月）から令和６年８月30日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。なお、郵送の場合は、令和６年８月30日付けの消印のあるものは有効とする。

３　合格発表

⑴　発表日時

令和７年１月22日（水）10時00分

⑵　発表方法

合格者の受験番号を県庁エントランスロビーに掲示するとともに、長崎県ホームページに掲載する。なお、電話による合否の照会は受け付けない。

⑶　合格通知書の交付

合格者には、合格通知書を受験申請書記載の住所へ郵送する。

４　その他

⑴　詳細については、長崎県福祉保健部薬務行政室又は最寄りの県立保健所に問い合わせること。

⑵　受験申請書等を郵便で請求する場合は、宛先明記の返信用封筒（角形２号、Ａ４サイズが入る大きさ）に請求部数に応じた料金の切手を貼ったものを同封のうえ、請求すること。外封筒の表書きには「登録販売者試験受験申請書〇部請求」と朱書きし、裏には差出人の住所、氏名及び連絡先電話番号を記載すること。

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の届出に対し、同法第８条第１項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第８条第３項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和６年７月５日

長崎県知事　大石　賢吾

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

させぼ五番街

長崎県佐世保市新港町２番７　ほか

２　届出の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更

３　意見書の概要

⑴　意見書を提出した者

佐世保市長　宮島　大典

⑵　意見書の内容

意見なし

４　関係書類の縦覧

⑴　縦覧期間

公告の日から１月間

⑵　縦覧場所

県政情報コーナー（県庁１階県政資料閲覧エリア内）長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市経済部商工労働課

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、吾妻土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和６年７月５日

長崎県知事　大石　賢吾

就任役員 理事		退任役員 理事	
氏名	住所	氏名	住所
西村吉夫	雲仙市吾妻町阿母名348-２	大久保信一	雲仙市吾妻町阿母名1008-１
中村保弘	雲仙市吾妻町田之平名301	中村保弘	雲仙市吾妻町田之平名301
原田清剛	雲仙市吾妻町牛口名476-２	岩永敬介	雲仙市吾妻町牛口名351-２
彌富秀寛	雲仙市吾妻町阿母名3229-１	彌富秀寛	雲仙市吾妻町阿母名3229-１
吉田英昭	雲仙市愛野町乙3891-12	本多定昌	雲仙市愛野町甲17-２

笠　原　達　也	雲仙市吾妻町阿母名696	西　村　吉　夫	雲仙市吾妻町阿母名348-２
町　田　幸　一	雲仙市吾妻町永中名365-１	永　田　博　文	雲仙市吾妻町馬場名1101
就　任　役　員 監　　事		退　任　役　員 監　　事	
町　田　　斉	雲仙市吾妻町永中名666	町　田　　斉	雲仙市吾妻町永中名666
松　尾　秀　喜	雲仙市愛野町甲3989-２	松　尾　秀　喜	雲仙市愛野町甲3989-２

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、指方土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和６年７月５日

長崎県知事　大石　賢吾

就　任　役　員 理　　事		退　任　役　員 理　　事	
氏　名	住　所	氏　名	住　所
迎　　悟	佐世保市指方町1634	今　村　政　利	佐世保市指方町3156
天　羽　武　英	佐世保市指方町2380	迎　　悟	佐世保市指方町1634
長　野　　修	佐世保市指方町2191	山　崎　正　徳	佐世保市江上町2650－２
鴨　川　茂　夫	佐世保市指方町2695	天　羽　武　英	佐世保市指方町2380
山　川　繁　和	佐世保市指方町1101－１	山　川　繁　和	佐世保市指方町1101－１
矢　上　英　行	佐世保市指方町1650	鴨　川　茂　夫	佐世保市指方町2695
吉　村　志　郎	佐世保市指方町47	吉　村　志　郎	佐世保市指方町47
山　崎　正　徳	佐世保市江上町2650－２	山　口　　隆	佐世保市指方町2045
野　村　泰　郎	佐世保市指方町3726－２	長　野　　修	佐世保市指方町2191
廣　田　博　幸	佐世保市有福町975	矢　上　英　行	佐世保市指方町1650
就　任　役　員 監　　事		退　任　役　員 監　　事	
氏　名	住　所	氏　名	住　所
迎　　国　雄	佐世保市指方町3459	迎　　国　雄	佐世保市指方町3459
山　口　正　昭	佐世保市有福町4168－19	原　　軍　次	佐世保市指方町3521
廣　野　武　夫	佐世保市指方町2428	廣　野　武　夫	佐世保市指方町2428

土地改良区の役員の就任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、国営吉井土地改良区から次のとおり役員の

就任の届出があった。

令和６年７月５日

長崎県知事　大石　賢吾

就　任　役　員 理　　事	
氏　名	住　所
松　園　壽　雄	佐世保市吉井町草ノ尾241番地

教 育 長 公 告

県立学校職員（実習助手、寄宿舎指導員）採用選考試験（障害者特別採用選考を含む）の実施（公告）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条の規定により、令和７年度県立学校職員（実習助手、寄宿舎指導員）採用選考試験を次のとおり実施する。

令和６年７月５日

長崎県教育委員会
教育長　前川　謙介

令和７年度長崎県公立学校に勤務する職員を募集します。

１　職　　種

⑴　実習助手（理科、農業、工業（電気、建築）、商業、特別支援）

⑵　寄宿舎指導員

２　募集人数及び出願資格

《Ａ採用（障害者特別採用選考）》

募集職種		募集人数	対象者及び資格
実習助手	理　科	若干名	①昭和40年４月２日から平成19年４月１日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 ③身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳、精神保健福祉法第45条に定める精神障害者保健福祉手帳及び各都道府県または政令指定都市が発行する療育手帳の交付を受けており、実習助手としての職務遂行が可能な者 ※理科は、採用後、理科以外の教科の実習助手として任用する場合がある
	特別支援		
	工　業（電気、建築）		①昭和40年４月２日から平成19年４月１日までに生まれた者 ②募集職種に関係ある学校や学科等を卒業又は卒業見込みの者 ③地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 ④身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳、精神保健福祉法第45条に定める精神障害者保健福祉手帳及び各都道府県または政令指定都市が発行する療育手帳の交付を受けており、実習助手としての職務遂行が可能な者
	商　業		

※上記手帳は、受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。

《Ｂ採用》

募集職種		募集人数	対象者及び資格
実習助手	理　科	２名	①昭和40年４月２日から平成19年４月１日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 ※理科は、採用後、理科以外の教科の実習助手として任用する場合がある
	特別支援	１名	
	農　業	１名	

工業	（電気）	１名	計３名	①昭和40年４月２日から平成19年４月１日までに生まれた者 ②募集職種に関係ある学校や学科等を卒業又は卒業見込みの者 ③地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 ※工業については、希望の学科を記入し、その中から任用する
	（建築）	２名		
商　業		１名		
寄宿舎指導員		１名		①昭和40年４月２日から平成19年４月１日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者

3　出願期間　　令和６年７月８日（月）～令和６年７月26日（金）
※当日消印有効　持参の場合は午後５時まで

4　出願手続

⑴　願書用紙の交付

令和６年７月５日（金）から長崎県教育庁高校教育課で交付する。また、長崎県教育庁高校教育課のホームページからもダウンロードできる。

【ＵＲＬ】 https://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-koko/

※郵送希望者は、返信用封筒〔角形２号、返信先を記入し、宛名は「様」付け、120円切手貼付〕を添えて下記へ申し込むこと。

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班

⑵　提出書類

①　願書	写真（縦４㎝、横３㎝）を貼付すること。 ダウンロードする場合は、両面印刷すること。 ※３枚目の提出は不要
②　最終学校の卒業証明書 又は卒業見込証明書	証明書が旧姓の場合は、改姓を証明するものを添付すること。卒業証書は不可。
③　返信用封筒 ［角形２号（24.0cm×33.2cm、糊又は両面テープ付き）］	返信先を記入し、宛名は「様」付け、300円分の郵便切手を貼付すること。 ※第１次選考の結果通知書送付用の封筒となるので、８月下旬に確実に受け取れる住所を記入すること。
④　障害者特別採用選考申請書 （障害者特別採用選考のみ）	障害者手帳等の写しを貼付し、願書等とともに提出すること。

5　免除申請

令和６年度長崎県立学校職員採用選考試験の２次試験結果通知（令和５年10月６日付）において「区分Ⅱ合格」と記載されていた者のうち、申請があった者については、１次試験の筆記試験（一般教養試験）を免除する。ただし、同職種を受験する場合に限る。

【申請手続き】

以下のものを出願期間内に郵送にて提出すること。

・４⑵の提出書類

・「令和６年度長崎県立学校職員選考試験第２次選考結果に係る通知書（令和５年10月６日付）」の写し

6　加点制度について

下記の募集職種でそれぞれの要件を満たす者については、加点申請により第１次試験に加点する。加点は最大で２項目、合計６点までとする。なお、出願締切の翌日以降に取得見込みの者については、本制度は適用されないので留意すること。

【加点申請ができる募集職種・要件及び加点される点数】

申請要件		募集職種及び加点					
		実習助手					寄宿舎指導員
		理科	農業	工業全学科	商業	特別支援	
①	高等学校教諭普通免許状「理科」を有する者	3					
②	高等学校教諭普通免許状「農業」を有する者		3				

③	高等学校教諭普通免許状「工業」を有する者			3			
④	高等学校教諭普通免許状「商業」を有する者				3		
⑤	特別支援学校教諭普通免許状を有する者					3	3
⑥	高等学校教諭普通免許状「情報」を有する者	3	3	3	3	3	
⑦	「家畜人工授精師」の免許を有する者		3				
⑧	「毒物劇物取扱者（一般品目）」の資格を有する者		3				
⑨	「測量士及び測量士補」の資格を有する者		3				
⑩	ジュニアマイスター顕彰に係わる区分表の区分１・区分２・区分３・別表における「区分記号」が「B」以上の資格等を有する者　※１			3または6 ※２			
⑪	全商情報処理検定１級合格者				3		
⑫	「ＩＴパスポート」の資格を有する者				3		
⑬	「基本情報技術者」の資格を有する者				3		

【申請手続き】

出願時の申請に加え、第１次試験当日に、下記の各要件を証明する書類の原本を提出すること。

①～⑦については、それぞれの免許状を提出すること。

⑧～⑬については「合格証書」や「認定証」等、その資格を証明するものを提出すること。

なお、免許状や資格に記載された氏名が旧姓の場合は、改姓を証明する書類も提出すること。

※１　ジュニアマイスター顕彰に係わる区分表については、全国工業高等学校長協会ホームページ（https://zenkoukyo.or.jp/）を参照すること。

※２　該当する資格を２つ以上有する場合、加点は６点となる（他の要件を含めて合計６点まで）。

7　願書等の提出先

〒850-8570　長崎市尾上町３－１　※郵送の場合は、必ず簡易書留とすること。

長崎県教育庁高校教育課　県立学校人事班（長崎県庁行政棟７階）

8　第１次試験

⑴　試験日時　　令和６年８月４日（日）午前10時00分～（９時30分開場）

※一般教養試験免除者の集合時間については、別途連絡する。

⑵　試験会場　　長崎県勤労福祉会館（長崎市桜町９－６）

※ＪＲ…長崎駅から徒歩15分

バス…市役所上バス停から徒歩２分

路面電車…市役所停留場から徒歩３分

※会場には駐車場がないので、公共交通機関で来場すること。

⑶　試験内容　　①一般教養試験　　②適性検査

※一般教養試験の内容は、高等学校卒業程度の一般教養及び募集職種の職員として必要な専門に関する基本的知識。

※工業については、全学科同一の問題とする

⑷　合格者発表　令和６年８月23日（金）午前10時頃、高校教育課のホームページに合格者の受験番号を掲載し、受験者全員に合否の通知書を発送する。なお、発表日時が変更となる場合は、ホームページ上で連絡する。

9　第２次試験（第１次試験合格者に対して）

⑴　試 験 日　　令和６年９月６日（金）

⑵　試験会場　　長崎県庁行政棟３階　※受付は308会議室で行う。

（長崎市尾上町３－１）

※ＪＲ・バス・路面電車…長崎駅前から徒歩約10分

※駐車場には限りがあるので、障害者特別採用選考の受験者で申し出た者以外は公共交通機関で来庁すること。

⑶　試験内容　　①小論文　　②個人面接

⑷　合格者発表　令和６年10月４日（金）午前10時頃、高校教育課のホームページに合格者の受験番号を掲載し、受験者全員に合否の通知書を発送する。なお、発表日時が変更となる場合は、ホームページ上で連絡する。

10　採用予定日　　令和７年４月１日（火）

11　その他

〇受験票は送付しません。受験番号等は試験当日、試験会場入口・受付で確認してください。

〇試験当日は黒鉛筆（Ｈ、Ｆ、ＨＢ推奨）・消しゴムを必ず準備してください。第１次試験ではマークシートを使用します。

〇書類に不備があるものについては受け付けられませんので、注意してください。

〇不明な点は、長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班（TEL 095-894-3358）に尋ねてください。

雑　　報

一般競争入札の実施（公告）

次のとおり、一般競争入札を行うので公告する。

令和６年７月５日

長崎県公立大学法人　理事長　坂口　克彦

1　一般競争入札に付する事項

⑴　業務名称

長崎県立大学佐世保校 管理棟ネットワークシステム改修

⑵　業務の特質等

入札説明書等による。

⑶　業務期間

契約日から令和６年12月26日限り

⑷　業務場所

佐世保市川下町123（長崎県立大学佐世保校 管理棟）

⑸　入札の方法

前記⑴の業務を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　入札参加資格

⑴　長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第３条の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第１項の規定に該当しない者である。

⑵　長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第３条第２項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、３年を限度として理事長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

⑶　ア又はイに該当する者であること。

ア　長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格を得ていること。

イ　長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第２条第２項に定める資格を得ていること。

⑷　この公告の前日において県内企業（長崎県内に本店が登記されている企業及び長崎県内に店舗等を保有して営業している個人をいう。）であること。又は、この公告の前日において県外企業（登記簿上、本社の住所が長崎県外になっている企業をいう。）であっても、長崎県内に支店等を有し、当該支店等において常勤の従業員を雇用している企業であること。

⑸　この公告の日から９の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

⑹　この公告の日から９の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

３　入札参加資格を得るための申請の方法等

①　申請者のうち、２の⑶のアの資格を有している者は競争入札参加資審査申請書に長崎県の資格審査結果通知書及び誓約書、委任状、印鑑届、口座振替申込書を添え、４の部局へ提出すること。

②　申請者のうち、２の⑶のアの資格を有していない者は、競争入札参加資審査申請書に次の書類を添え、４の部局へ提出すること。

・誓約書
・委任状
・営業概要書
・法人にあっては、次の㋐及び㋑
　㋐　登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
　㋑　前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
・個人にあっては、次の㋐、㋑及び㋒
　㋐　本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
　㋑　指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
　㋒　前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
・県税に関し未納がないことを証する証明書
・消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
・印鑑届（様式第２号）
・口座振替申込書（様式第３号）

※提出書類（写しとしているものを除く。）は原本とし、参加資格提出日より３月以内に発行されたものに限る。

なお、審査の結果については、以下の提出期限の日から９の入札期日までの間に文書で通知する。

（申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先）４の部局とする。

（提出期限）令和６年７月22日（月）17時00分

４　当該業務に関する事務を担当する部局の名称等

（住所）〒858-8580　長崎県佐世保市川下町123

（名称）長崎県公立大学法人　総務課建設整備グループ

（電話）0956－59－6778

５　契約条項を示す場所

４の部局とする。

６　入札説明書の交付期間及び場所

（期間）この公告の日から令和６年７月19日（金）17時00分までの間（大学の休日を除く。）

（場所）４の部局とする。

（受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

７　入札参加条件

この入札に参加する者は、入札説明書に掲げる納入しようとする機器等の機能等証明書を令和６年７月22日（月）17時00分までに、４の部局等に提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。

８　入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

９　入札・開札の場所及び期日等

（場所）長崎県立大学佐世保校　図書館１階　ラーニングコモンズ

（期日）令和６年８月２日（金）　14時00分開始

入札当日が悪天候（大雨、台風接近等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に４の部局に確認すること。

10　入札保証金及び契約保証金

⑴　入札保証金
　徴収しない。
　ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の５の金額を徴する。
⑵　契約保証金
　契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア　本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
イ　入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２件以上締結し、その履行を証明するもの（２件以上）を提出する場合

11　入札者が代理人である場合の委任状の提出
　入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
　適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12　入札の無効
　次の入札は無効とする。なお、次の⑴から⑼により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
⑴　競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
⑵　入札者が法令の規定に違反したとき。
⑶　入札者が連合して入札をしたとき。
⑷　入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
⑸　入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
⑹　入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
⑺　指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
⑻　長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
⑼　納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。
⑽　入札者又は代理人が同一事項に対し２以上の入札をしたとき。
⑾　入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。
⑿　誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
⒀　入札書の首標金額が訂正されているとき。
⒁　その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13　落札者の決定方法
⑴　長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第５条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
⑵　落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
⑶　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。
⑷　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

14　その他
⑴　契約書の作成を要する。
⑵　その他、詳細は入札説明書による。
⑶　不明な点に関する問い合わせ先　３の４の担当部局

発行者　長崎県
長崎市尾上町三番一号
電話代表（八二四）一一一一
直通（八九五）二一一四
印刷所　長崎市樺島町八番十二号　株式会社クイックプリント
印刷人　寺田宏弥